

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ		旧姓・通称 併記希望の有無	フリガナ	
氏名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ	
生年月日	年 月 日	電話	— —	
住所	(郵便番号 —)			
受講資格要件の 作業経験年数	年 月 より 年 月 まで (年 ヶ月)			
所 属	事業所名			電話
	所在地	〒		FAX
	建災防山口県支部加入の有無			
	会 員		非 会 員	
事業主証明又は 所属長証明 <small>※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明</small>	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 事業所所在地 役職名・代表者氏名			
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備 考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部 免除を受けようとする者は、その資格を有する ことを証する書面の写しを添付すること。	※確認印

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者 (受講者本人)

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正すること。（修正テープ等使用不可）作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写しを貼付下さい。【本人の顔写真のある公的なものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試 験 成 績 表					※合否の別	※ 修了証番号	第 号
専 門	一 般	教 育	法 令	計	合・否		
					合・否	年 月 日	

2023年10月 改訂

講習名	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
-----	------------------------

受講対象者

<p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>1. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。</p> <p>2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。</p> <p>注) 上記の経験には、満18歳未満の期間は入りません(年少者規則8条)</p> <p>3. その他厚生労働大臣が定める者。</p>

講習科目の範囲及び時間

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質 土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	10.5 時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及び工具 有害ガス 危険防止のための措置 服装及び保護具 崩壊の予知	3.5 時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5 時間
関係法令	安衛法、安衛法施行令、安衛則、クレーン則及び酸欠則中の関係条項	1.5 時間

講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>1 技能講習規程第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p>	<p>作業の方法に関する知識 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>
<p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種に属する建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識</p>
<p>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>

地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例

修了証等の種別	講習科目
地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	作業の方法に関する知識(未修了関係)
土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	関係法令
<p>○ 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、同法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者</p> <p>○ 改正前の職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の同法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>○ 53年改正省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>○ 職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識(地山関係) 作業員に対する教育等に関する知識 関係法令</p>
<p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する同法施行規則別表第11の免許職種に属するとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識(地山関係) 関係法令</p>
<p>建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)</p>	<p>作業の方法に関する知識(土止め関係) 作業員に対する教育等に関する知識 関係法令</p>